

第四十三号議案

江戸川区組織条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年九月二十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区組織条例の一部を改正する条例
江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）の一部を次のように
改正する。

第二条土木部の項第五号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江戸川区組織条例
の規定は、平成二十三年九月一日から適用する。

（説明）

財団法人江戸川区環境促進事業団が公益財団法人に移行したことを踏まえ、土
木部の分掌事務について規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。